

# 重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

2026年3月1日改訂

## 1. 事業者（法人）の概要

事業者名	株式会社ドリーム・クルー
主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座4丁目10番6号 銀料ビル6階
代表者（職名・氏名）	京極 俊広
設立年月日	2003年 3月 1日
電話番号	03-3547-3037

## 2. 事業所の概要

事業所名	しらさぎ訪問看護リハビリステーション綱島	
所在地	〒223-0052 横浜市港北区綱島東1丁目10-7 桐屋ビル3階	
電話番号	045-716-8961	
指定年月日・事業所番号	平成30年 1月1日指定	1460990341
管理者名	池田 美貴	
提供可能サービス	訪問看護	
サービス提供地域	●港北区 ●鶴見区	

## 3. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1名
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	7名以上
事務職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	1名

## 4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日まで	9時～17時まで

※土・日、祝祭日（振替休日を含む）は休み。【注】年末年始（12/29～1/4）は「休祭日」の扱いとなります。

※利用者の状況に応じて、営業日、営業時間帯に関わらず、24時間体制をとっておりますので、緊急時など必要な場合には営業時間外でもサービス提供をいたします。

## 5. 事業所におけるサービス提供方針

住み慣れた自宅で安心して療養生活を送りたいと願うご利用者様とご家族の皆様に、寄り添い・ぬくもりのある看護で在宅生活を支援・援助していくことを目的と致します。主治医の指示のもと、ご利用者様の心身の特性を踏まえて、生活の質確保を重視しながら、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図り、快適な在宅療養が継続できるように支援します。また、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

## 6. 提供するサービスの内容

1) 看護介護行為	・健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定病状の観察） ・身体保清（清拭・入浴・洗髪・口腔ケアなど） ・療養指導（生活上の注意点、食事指導、排泄に関する対策と指導など） ・終末期の看護
2) 医療的処置行為	・創傷及び褥瘡予防と処置 ・点滴・排泄管理ケア ・喀痰の吸引と管理 ・人工肛門・人口膀胱ケア ・経鼻チューブ、胃瘻チューブなどの管理ケア ・尿道留置カテーテル、自己導尿管理ケア ・在宅酸素療養管理ケア
3) 在宅リハビリ	・寝たきりの予防、歩行訓練、手足の運動など ・認知予防指導
4) 介護者に対する支援	・介護の方法指導、介護福祉など社会資源の紹介 ・室内環境整備や安全対策の工夫、感染症への対応方法指導など ・介護者の健康相談と助言など

## 7. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を書面か電子カルテにて記載します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

## 8. 利用者負担金

利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりになります。  
尚、訪問看護は原則として介護保険の算定ですが、厚生労働大臣が定める疾病などがおありの方、または急性増悪で医師が必要と認めた場合には、健康保険での算定となります。

## 9. キャンセル

- (1) サービスの利用を中止する際には、すみやかに当ステーションまでご連絡ください。

- (2) ご利用者様の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日午後4時までにご連絡ください。当日のキャンセルは次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、ご利用者様の容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

当日キャンセル料金	2,000 円
-----------	---------

## 10. 秘密保持

- (1) 事業者及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。
- (2) 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

## 11. 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故や体調の急変が生じた場合は、事前の打合せに基づき、ご家族、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

## 12. 虐待防止について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施するとともに、措置を適切に実施するための担当者を置くものとします。
- (3) 事業所は、サービス提供中に当該事業所職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、市町村に通報します。

## 13. 職員研修について

事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 年2回

## 14. 相談窓口、苦情対応

- (1) 事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	045-716-8961	FAX番号	045-716-8906
担当者	管理者) 池田 美貴		
その他	相談・苦情については、責任者、管理者、担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者に引き継ぎます。		



事業所名 しらさぎ訪問看護リハビリステーション綱島  
管理者名 池田 美貴

説明者 氏 名 \_\_\_\_\_ 印